# 第2次豊前市男女共同参画行動計画

# 男女がともに輝くまち ぶぜん



平成 29 年 3 月

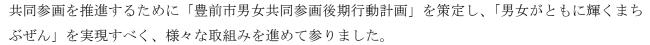
豊前市

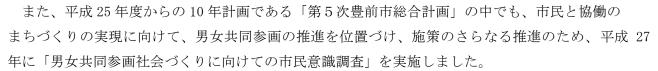
# はじめに

現在、我が国では、少子高齢化や人口減少、経済のグローバル化など、様々な社会情勢の変化により、これまでの働き方や、家庭や地域でのあらゆる場面における価値観を見直すべき時期が到来していると言えます。

このような中、男女が性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮し輝けることができる、男女共同参画社会の実現が必要不可欠となってきます。

豊前市では、平成22年4月より「豊前市男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、これまでの取組みの成果と反省を踏まえ、さらに男女





今回、この調査結果から見えてきた現状と課題の克服や、社会環境の変化等に対応するため、次の 3つの項目に重点を置いた「第2次豊前市男女共同参画行動計画」を新たに策定いたしました。

- 重点項目 (1) 地域における男女共同参画の推進
- 重点項目 (2) 男女共同参画拠点施設の機能の充実
- 重点項目 (3) 実効性のある推進体制の確立

今後はさらに、市民の皆様や企業・団体の皆様と協力して、「男女がともに輝くまち ぶぜん」の実現に向け、取組みを進めてまいります。

最後にこの計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました男女共同参画審議会の皆様やご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

豊前市長 後 藤 元 秀

# 目 次

第1章	計画策定の目的と背景	
	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 🖥	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
( ]	1) 国際的な動き	
(2	2) 国の動き	
( 3	3) 県の動き	
( 4	4)豊前市の取組み	
( 5	5) 男女共同参画年表	
3 🖥	計画における重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
( ]	1) 地域における男女共同参画の推進	
( 2	2) 男女共同参画拠点施設の機能の充実	
( 3	3) 実効性のある推進体制の確立	
4 🖥	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
( ]	1)計画の位置づけ	
( 2	2)計画の実施期間	
( 3	3) 計画の基本理念	
( 4	4) 計画の基本目標	
( 5	5) 体系図	
第2章	実施計画	
基本目	標 [ 男女がともに参画する地域づくり	13
1	男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	13
2	審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進	17
基本目	標Ⅱ 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり	20
1	男女共同参画に関する啓発活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	男女共同参画の視点に立った教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
基本目	標Ⅲ 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり	23
1	働く場における男女共同参画と女性活躍の推進	23
2	仕事と生活の調和を図るための社会環境の整備	27
3	家庭生活における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
基本目	標Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり・・・・・・	32
1	あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
2	生涯にわたる健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
3	高齢者・障害者・ひとり親家庭等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36

基本[	目標V 市民とともに進める推進体制づくり	38
1	1 庁内の推進体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
2	2 市の管理職登用における男女間格差の解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第3章	<b>过一付属資料</b>	
1	男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
2	豊前市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
3	豊前市男女共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
4	第2次豊前市男女共同参画行動計画策定経過	53
5	国際婦人年以降の国内外の主な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
6	用語の解説(本文中※印について解説)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56

# 第1章

計画策定の目的と背景

# 第1章 計画策定の目的と背景

#### 1 計画の目的

豊前市は、男女が互いを尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会\*を目指しています。しかし、現状をみる限り、その実現には解決するべき問題点や課題が多く残されています。

2015 年(平成 27 年)に実施した豊前市男女共同参画市民意識調査(以下「市民意識調査」とする)の結果をみると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担は、意識面では弱まっていますが、家庭での実際の役割分担においては様々な場面で性別により偏りがみられ、また、地域活動においても役員や仕切り役は男性、雑用は女性といった状況が根強く残っています。また、ドメスティック・バイオレンス $^{1*}$ (以下「DV」とする)やセクシュアル・ハラスメント $^{2*}$ (以下「セクハラ」とする)などの被害経験がある人も、女性を中心に多くみられます。

近年、家族や地域のあり方、雇用環境など社会・経済状況が大きく変化しています。女性も男性も性別に関わりなく職場や家庭、地域など社会のあらゆる場面に参画し、その個性と能力を発揮できる環境を整えることは、このような変化に対応し、持続可能な社会を築いていくために必要不可欠です。

本計画は、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ効果的に施策を展開することによって、これらの問題点や課題を解決し、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的としています。

<sup>1</sup> 配偶者や恋人など、表面上親密な関係にある、または過去にあった者からの暴力のこと。

<sup>2</sup> 相手の意に反した性的な言動のこと。「ハラスメント」はいやがらせ、いじめのこと。

#### 2 計画策定の背景

男女共同参画における様々な取組みは、以下のように国際的な動きと連動しながら推進されています。豊前市においても、国際的な協調を図るとともに、国や県の動きを勘案しつつ、取組みを進めています。

#### (1) 国際的な動き

国連は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」と定め、この年メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催されました。また、これに続く10年間を「国連婦人の10年」とし、国連加盟各国は女性の地位向上に取り組むこととなりました。1979年(昭和54年)には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。1995年(平成7年)には、「第4回世界女性会議(北京会議)」が開催され、女性の地位向上やエンパワーメント<sup>1\*</sup>などをさらに推進するための「北京宣言\*」と、今後各国が取り組むべき課題を示した「行動綱領\*」が採択されました。その後、2000年(平成12年)に国連特別総会「女性2000年会議\*」が、2005年(平成17年)に第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)が、さらに2015年(平成27年)には第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20)」が開催され、「行動綱領」の成果と課題について、国際的に議論が重ねられています。また、2010年(平成22年)には、既存のジェンダー関連4機関である国連ジェンダー問題特別顧問事務所(OSAGI)、国連女性地位向上部(DAW)、国連女性開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研究所(INSTRAW)を統合した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)\*」が設立され、翌2011年(平成23年)より発足しています。

#### (2) 国の動き

国は、1985年(昭和60年)に「女子差別撤廃条約」を批准しました。また、条約批准のためには国内の法整備を進める必要があり、その一環として、同年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」が成立しました。1999年(平成11年)には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には基本法に基づいた法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年(平成13年)には、DVの防止に向け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。また、2007年(平成19)年には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)\*憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるなど、男女共同参画の推進に向けた施策が拡充されてきました。

2015年(平成27年)には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型の労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の参画拡大などが打ち出されました。また、2016年(平成28年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」とする)」が施行され、企業に対して女性の活躍推進のための行動計画の策定などが義務づけられ

<sup>1</sup> 本来持っている能力を発揮でき、様々な場面で「力をつけること」。

ました。

#### (3) 県の動き

福岡県においても、男女共同参画への取組みが実施されてきました。男女共同参画社会基本法施行後の2001年(平成13年)には「福岡県男女共同参画推進条例」が制定・施行され、2002年(平成14年)には「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。また、2006年(平成18年)には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。これらの計画は、その後も改訂等が重ねられ、2016年(平成28年)には「第4次福岡県男女共同参画計画」及び「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されています。

#### (4) 豊前市の取組み

豊前市では、2002年(平成14年)6月、「豊前市男女共同参画推進懇話会」を設置し、熱心かつ活発な研究、討議が行われ、豊前市における男女共同参画社会づくりを推進するにあたっての5つの重点項目が挙げられた「豊前市男女共同参画推進懇話会提言書~ためらわず・こだわらず・自分らしく今一歩~」が市長に提出されました。

2003年(平成15年)8月には、男女共同参画行政について調査審議を行う機関として「豊前市男女共同参画審議会」が設置され、2004年(平成16年)3月、「男女がともに輝くまちぶぜん」を基本理念に掲げた「豊前市男女共同参画行動計画」を策定しました。

2010年(平成22年)4月には、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、市、市民、及び事業者等が一体となって「男女がともに輝くまちぶぜん」を実現するため、「豊前市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、2011年(平成23年)3月には、「豊前市男女共同参画推進条例」に基づく計画となる「豊前市男女共同参画後期行動計画」を策定し、同年、豊前市における男女共同参画推進の拠点施設として「ハートピアぶぜん」を設置するなど、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を実施しています。

# (5) 男女共同参画年表

	国際的な動き	国の動き
1975年 (昭和50年)	・国連「国際婦人年」世界会議開催	
1979年 (昭和54年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に 関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	
1985年 (昭和60年)		<ul><li>・「女子差別撤廃条約」批准</li><li>・「雇用の分野における男女の均等な機会及び 待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均 等法)」成立</li></ul>
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京会議)開催 「北京宣言」「行動綱領」採択	
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」施行
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催	・「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律」施行
2002年 (平成14年)		
2003年 (平成15年)		
2004年 (平成16年)		
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」) 開催	
2006年 (平成18年)		
2007年 (平成19年)		・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2010年 (平成22年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント のための国連機関」(UN Women)設立	
2011年 (平成23年)	・UN Women発足	
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」) 開催	・「第4次男女共同参画基本計画」策定
2016年 (平成28年)		<ul><li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行</li></ul>

	福岡県の動き	豊前市の取組み
1975年		
(昭和50年)		
1979年		
(昭和54年)		
1985年 (昭和60年)		
1995年		
(平成7年)		
1999年		
(平成11年)		
2000年		
(平成12年)		
2001年		
(平成13年)	・「福岡県男女共同参画推進条例」施行	
2002年		
(平成14年)	・「福岡県男女共同参画計画」策定	・「豊前市男女共同参画推進懇話会」設置
2003年		. 「典並本里大井豆名兩家業人」 恋男
(平成15年)		<ul><li>・「豊前市男女共同参画審議会」設置</li></ul>
2004年		  ・「豊前市男女共同参画行動計画」策定
(平成16年)		* 「豆削巾ガ女共同多画行動計画」 來足
2005年		
(平成17年)		
2006年	・「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被	
(平成18年)	害者の保護に関する基本計画」策定	
2007年 (平成19年)		
2010年 (平成22年)		<ul><li>・「豊前市男女共同参画推進条例」施行</li></ul>
2011年 (平成23年)		・「豊前市男女共同参画後期行動計画」 策定 ・ 男女共同参画拠点施設「ハートピア ぶぜん」設置
2015年 (平成27年)		
2016年 (平成28年)	<ul><li>・「第4次福岡県男女共同参画計画」策定</li><li>・「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定</li></ul>	

# 3 計画における重点項目

男女共同参画の推進にあたって、近年の社会状況や豊前市の男女共同参画の現状、豊前市男女 共同参画後期行動計画の進捗状況等を踏まえ、次の3つを本計画における特に重点的に取り組む べき項目とします。

#### (1)地域における男女共同参画の推進

地域社会は人々にとって身近な生活の場であり、地域において男女共同参画の取組みを推進することは、男女共同参画社会を実現するうえでも非常に重要です。市民意識調査によると、豊前市では全国や福岡県に比べて「地域活動・社会活動の場」についての不平等感が強く、地域活動の場において役員や仕切り役は男性、雑用は女性といった性別役割分担意識\*\*も根強く残っていることがうかがえます。少子高齢化や過疎化、災害対策等の地域の課題を解決するためには、多様な立場からの意見を反映させることが必要であり、男女共同参画の視点が不可欠です。

地域コミュニティにおける男女共同参画の推進を最重要課題と位置づけ、豊前市の各地域において、通常の地域活動はもとより、意思決定過程における男女共同参画の実現に向けた取組みを 実施します。地域団体等への意識啓発をさらに推進するとともに、男性中心となりがちな組織運 営のあり方や関連する制度の見直しの検討も含め、地域団体等の積極的な取組みを促進します。

#### (2) 男女共同参画拠点施設の機能の充実

豊前市では2011年(平成23年)3月、豊前市における男女共同参画推進の拠点施設として「ハートピアぶぜん」を設置しました。しかし、市民意識調査によると、「ハートピアぶぜん」の認知度、利用率ともに低い値にとどまっており、利用している内容についても「趣味や健康に関する講座」が中心となっているなど、現状としては拠点施設としての機能を十分に果たしているとはいい難い状況です。

施設職員のさらなる意識とスキルの向上や、講座内容の検討、相談窓口の充実など、男女共同 参画に関わる市民の主体的な活動と学びを支援できるよう、「ハートピアぶぜん」の機能を充実 させるとともに、男女共同参画の推進に資する運営に努めます。

#### (3) 実効性のある推進体制の確立

男女共同参画社会を実現するためには、本計画を着実に実行していくことが必要です。豊前市ではこれまでも計画の進捗状況についての振り返りと評価を1年ごとに行い公表してきましたが、それが次年度以降の施策に十分に反映されていない面がありました。また、行動計画を推進するには、市民や事業者、地域団体等の自主的な取組みが求められますが、そのためには市職員自らが市民の模範となるよう、率先垂範して男女共同参画の意識を高め、主体的に施策の実施にあたることが重要です。

職員研修等を通じて全庁的な意識改革を推進します。庁内の副市長をトップとする男女共同参 画推進会議及び各課担当者で構成される幹事会を定期的に開催し、情報と認識の共有に努めます。 また、各担当課が独自に目標を設定し、その達成状況を定期的に評価します。課題点の把握と解決策の検討を行い、必要に応じて目標の修正と業務の改善を図る、PDCAサイクル<sup>1</sup>に基づいた計画の着実な推進を図ります。とりわけC(評価)とA(改善)については、達成できなかった理由を明確にし、必ず年度末ごとに見直しを図り、目標の達成に向けて業務に取組みます。

#### 4 計画の概要

#### (1)計画の位置づけ

①「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画です。

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条の3、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の2に基づく市町村計画として策定しています。

②「豊前市男女共同参画推進条例」に基づく計画です。

この計画は、「豊前市男女共同参画推進条例」第9条に基づくものであり、条例の基本理念、 責務等を踏まえて策定しています。

③「豊前市総合計画」及び国・県の計画を踏まえた計画です。

この計画は、「第5次豊前市総合計画」や、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」、「第4次福岡県男女共同参画計画」、「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」との整合性を保ちながら、豊前市における男女共同参画推進に関する基本的な取組みの方向と具体的施策を示す計画です。

<sup>1</sup> Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) をくり返すことで、業務の改善を行うこと。

#### (2)計画の実施期間

本計画の期間は、2017年(平成29年)度から2026年(平成38年)度までの10年間とします。 なお、社会情勢や国の施策等の変化を考慮し、中間年度である2021年(平成33年)度に見直し を行うものとします。

2017年平成29年	2018 年 平成 30 年	2019 年 平成 31 年	2020年平成32年	2021 年 平成 33 年	2022 年 平成 34 年	2023 年 平成 35 年	2024 年 平成 36 年	2025 年 平成 37 年	2026 年 平成 38 年
前期計画期間後期計画期間									

#### (3)計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」及び「第5次豊前市総合計画」「豊前市男女共同参画推進条例」 の理念に鑑み、第1次計画に引き続き、本計画の基本理念を、

# 男女がともに輝くまち ぶぜん

とします。

#### (4) 計画の基本目標

本計画の理念の実現に向けた計画的な施策の推進のために、次に掲げる5つの目標を設定します。

- I 男女がともに参画する地域づくり
- Ⅱ 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり
- Ⅲ 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり
- Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり
- Ⅴ 市民とともに進める推進体制づくり

### I 男女がともに参画する地域づくり

「地域」は人々にとって身近な暮らしの場であり、地域を活力と魅力あふれるものにしていく ためには、様々な経験や社会的背景を持つ人々がそれぞれの個性と能力を活かして地域づくりに 携わることが重要です。また、性別やその他の属性に関わらず、多様な視点を方針決定や施策に 反映していくことが必要不可欠です。国は、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指 導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を掲げていま すが、市の政策・方針を決める各種の審議会・委員会等や、各種地域団体等の意思決定過程への 女性の参画も十分ではありません。

地域づくりや防災など、地域の問題解決に男女共同参画の視点を取り入れ、男女がともに地域 社会の形成に参画できるよう取り組むとともに、市の審議会・委員会等や地域団体の役職への女 性の登用を推進します。市民が主体的かつ活発に男女共同参画に関する活動を行えるよう、拠点 施設の充実を図ります。

#### Ⅱ 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり

男女共同参画社会とは、性別に関わりなく一人ひとりが自分らしく生き、輝くことができる社会です。しかし、「男は仕事、女は家庭」「男が主で女は従」といった固定的な性別役割分担意識が豊前市においても根強く残っており、男女それぞれの選択肢を狭めています。一人ひとりがそれぞれの個性と能力を活かし、様々な分野において活躍することができるよう、従来の性別に関する固定的な役割分担意識や思い込みを問い直す取組みが必要です。

市民や事業所、地域団体等に対し、男女共同参画についての理解を深めることできるよう、男女共同参画に関する啓発・情報提供を充実し、男女が互いに尊重しあう意識づくりを進めます。 未来ある子どもたちが性別によってその可能性を制限されてしまうことのないよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

#### Ⅲ 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり

社会・経済状況や人口構造が大きく変化し、従来の働き方、生活のあり方を見直す必要が生じています。働く場において各個人が性別に関わらずそれぞれの個性と能力を活かして活躍できることはもとより、生活面においても充実した活動ができる環境をつくることが重要です。

被雇用者だけではなく農林漁業・商工サービス自営業についても、男女共同参画と女性の活躍を推進するとともに、仕事と育児や介護との両立支援を、企業や市民の協力のもとに推進します。 家庭生活における男女の自立した活動を促すため、市民が日常生活に直結する知識や技術を身につけることができるよう支援します。

#### Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が性別によって差別されたり、DVやハラスメント等の暴力を受けたりすることなく、その人権が尊重されなければなりません。さらに、男女が対等な関係のもとで、生涯にわたり安全で健康な生活を営み、性と生殖に関して自分自身で決定できることも、基本的な人権の一つです。

DVやハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であることについて、市民の理解を促すととも

に、暴力が起きた場合の支援体制を充実させます。性と生殖に関する問題も含め、男女がライフステージに応じて安心で健康な生活を送れるよう支援します。また、高齢者や障害者、外国人、性的少数者\*、ひとり親世帯など、困難を抱えがちな人々が安心して暮らすことができる環境を整え、一人ひとりの個性と生活を尊重するまちづくりを進めます。

#### Ⅴ 市民とともに進める推進体制づくり

豊前市における男女共同参画社会を実現するためには、行政職員一人ひとりが男女共同参画の 重要性を理解し、認識を深めることが必要です。また、本計画に位置づけられたそれぞれの施策 を着実に実施するには、その進捗状況と達成度を定期的に確認し、必要な場合には改善に結びつ ける作業が不可欠です。

庁内の推進体制を確立し、男女共同参画の視点に基づいた施策の展開を図るとともに、市民、 企業、地域団体等への模範となるよう、庁内における男女共同参画を推進します。

#### (5) 体系図

(5) 体	·						
基本 理念	基本目標		主な施策				
		1 E / UE 4 T 6 ts	(1) 地域における男女共同参画の推進				
	I	1 男女共同参画の視 点に立ったまちづく りの推進	(2) 男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への取組み				
	男女がともに       参画する	りの推進	(3) 男女共同参画の拠点の充実				
	地域づくり	2 審議会・委員会・地	(1) 各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進				
		域団体等における女 性の登用の推進	(2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進				
			(1)男女共同参画に関する啓発の推進				
	┃   Ⅱ ┃	1 男女共同参画に関 する啓発活動の充実	(2) 男女共同参画についての学習機会の提供				
	認め合い、		(3) 男女共同参画に関する情報提供の充実				
	尊重しあう 意識づくり	2 男女共同参画の視	(1)教育・保育関係者の男女共同参画についての理解促進				
男		点に立った教育の推 進	(2)性別にとらわれない学習・進路指導の推進				
男女がともに輝くまち			(1) 企業等における男女の均等な機会と待遇の確保の促進				
ا کے ا	π	1 働く場における男 女共同参画と女性活 躍の推進	(2) 男女の就労・再就労支援の充実				
5	男女がともに 豊かな人生を		(3)農林漁業・商工サービス自営業における男女共同参画の推進				
に	送れる環境		(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進				
🖺	づくり	2 仕事と生活の調和 を図るための社会環	(2) 子育て支援施策の充実				
ま	【 (女性活躍推進 】 法に基づく市の 【 推進計画)	境の整備	(3) 介護を社会で支える環境の整備				
   3ĭ		3 家庭生活における 男女共同参画の推進	(1)男女の生活自立に向けた取組みの推進 				
ぜしん			・ (1)DV、ハラスメント等の暴力防止対策の推進				
$\mid h \mid$	IV   一人ひとりが	1 あらゆる暴力の   根絶 	(2) DV、ハラスメント等に関する相談支援体制の拡充				
	大切にされ、 安心・安全に		(1) ライフステージに応じた健康づくり支援				
	暮らせる基盤     づくり	2 生涯にわたる健康 づくりの推進	(2)性と生殖に関する健康・権利についての理解の促進				
	(配偶者暴力防	3 高齢者・障害者・ひ	(1) 高齢者・障害者・在住外国人等に対する支援の充実				
	止法に基づく市   の基本計画) 	とり親家庭等への支援	(2)ひとり親家庭等への支援の充実				
	$\overline{}$		(1)庁内の推進体制の確立				
	マントナル	1 庁内の推進体制 づくり	(2)庁内における男女共同参画の推進				
	市民とともに	2 市の管理職登用に	(1) 市職員における男女の機会均等と職域の拡大				
	制づくり	おける男女間格差の解消	(2) 女性職員の管理職登用の促進				
$\bigcup$			<u> </u>				

# 第2章

実施計画

## 第2章 実施計画

# 基本目標 ]

# 男女がともに参画する地域づくり

#### ●主な施策1 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

#### 【現状と課題】

身近な暮らしの場である地域を活力あるものとしていくためには、地域づくりのあらゆる場面に年齢や性別を超えた多様な視点を取り入れることが求められます。また近年、国内での大規模災害の経験から、被災時における家庭的責任の女性への集中や、避難所での着替えや授乳などへの配慮の不足などの問題が指摘されており、また高齢化や単身世帯の増加が進行するなか、地域の防災・防犯活動においても、男女がともに参画することの重要性が高まっています。

市民意識調査によると、地域活動・社会活動の場での男女の地位について、「男性の方が優遇されている」とする人が5割を超えています【図表1】。地域活動の役割分担においては、地域の役員や催し物の企画などは男性が中心となっている反面、女性はお茶くみや後片づけなどの雑用を担う傾向がみられます【図表2】。

男女がともに主体的かつ積極的に地域活動に参画していくことができるよう、各種地域団体への意識啓発を推進するとともに、地域での活動に対する支援を行います。誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを、男女共同参画の観点から進めていきます。また、市民同士や地域間の連携を深め、市民主体による男女共同参画の視点に立った活動を促進するため、男女共同参画拠点施設の機能の充実を図ります。

#### (1)地域における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
1	各種地域団体に対 する意識啓発の推 進	自治会、PTA、子ども会、老人クラブ等の地域の団体に対し、男女共同参画に関する啓発や情報提供を積極的に行います。	全庁
2	地域で自主的な活 動を行うグループ への支援	男女共同参画の視点に立ち自主的な活動を行うグループ、まちづくり・地域おこしに取り組むグループ等に対し、活動場所や情報の提供を行い、活動支援をします。	全庁
3	地域等における慣習等の見直し促進	男女共同参画社会の実現に向けて障害 となっている慣習、慣行の見直しを働き かけます。	人権男女共同参画室

# (2) 男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への取組み

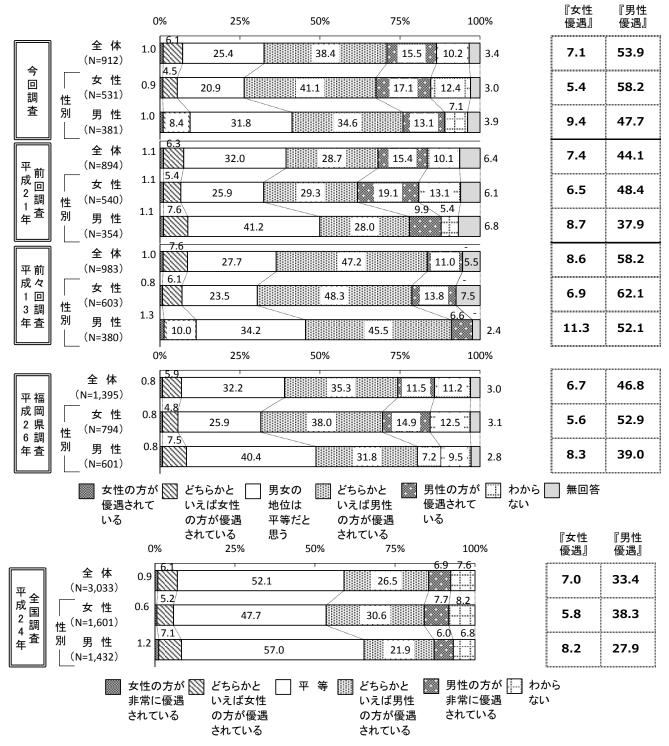
番号	事業名	事業概要	担当課
4	性犯罪や街頭犯 罪防止対策の充 実	自治会等の地域団体や警察と連携し、防犯灯の設置やパトロールの強化等、性犯罪や街頭犯罪防止対策を充実します。	総務課 生涯学習課
5	男女共同参画の 視点に立った防災 計画・防災体制づ くり	災害時における性別によるニーズの違い に対応できるよう、男女共同参画の視点 を取り入れた防災計画・防災体制づくりを 推進します。	総務課
6	地域の防災・防犯 活動への女性の 参画の促進	自主防災組織や消防団、防災訓練等へ の女性の積極的な参画を働きかけます。	総務課

## (3) 男女共同参画の拠点の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
7	男女共同参画拠点 施設の充実と活用	男女共同参画の拠点施設である「ハートピアぶぜん」の機能の充実を図るとともに、市民の積極的な活用を促進します。	人権男女共同参画室 生涯学習課
8	市民のための相談体制の確立	様々な問題を抱える男性、女性の相談に対応できるよう、男女共同参画拠点施設「ハートピアぶぜん」と各種相談窓口の関係各課及び各種相談員の連携の強化と情報の共有を図ります。	人権男女共同参画室 福祉課 総務課 生活環境課 商工課 学校教育課 健康長寿推進課 都市住宅課

#### 【参考データ】

#### ●地域活動・社会活動の場での男女の地位の平等感(福岡県・全国調査比較) 【図表1】

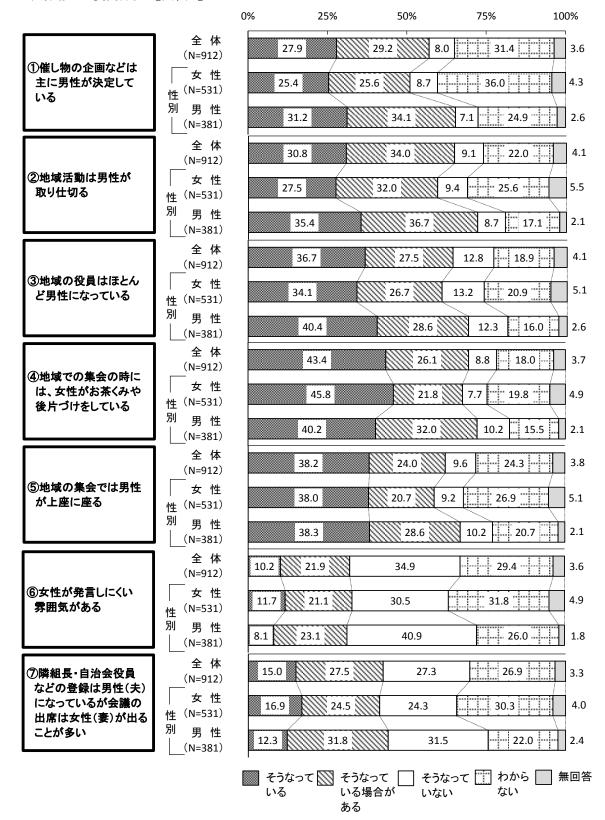


\*全国調査では「自治会やNPOなどの地域活動の場」

資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

#### 【参考データ】

#### ●地域活動での役割分担 【図表2】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

#### ●主な施策2 審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進

#### 【現状と課題】

豊前市では、「豊前市における審議会等への女性の参画促進要綱」を策定し、審議会等での女性の登用率 30%を目標としています。しかし、2016年(平成 28年) 4月現在の豊前市の審議会等における女性委員の登用率は 19.5%で、目標値の 30%及び福岡県内市町村平均の 30.5%を大きく下回っており、県内 60 市町村中 49 位に留まっています【図表3】。

市民意識調査によると、地域の役職に推薦された場合に「断る」と回答した女性が82.1%に上っており、女性自身が役職につくことに消極的な面がうかがえます【図表4】。断る理由としては、「役職につく知識や経験がないから」、「家事・育児や介護に支障が出るから」が多く【図表5】、女性が知識や経験を蓄積できる機会を設け、地域や団体のリーダーとなれる人材を育成するとともに、育児中や介護中の人でも負担にならないような工夫など、男女がともに地域での活動に参画できる環境づくりを進めることが必要です。

審議会・委員会や地域の役職における女性の登用について、関係各機関・団体の理解・協力を 求めるとともに、リーダーとなる人材の育成と情報の収集、提供を行い、政策・方針決定の場へ の女性の参画を支援します。また、女性の登用率について定期的に調査を行い、状況の把握と目 標達成に向けた取組みを推進します。

#### (1) 各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
9	各種地域団体等 の意思決定におけ る女性の参画の促 進	公民館や自治会など、地域の役職への 女性の登用を働きかけるとともに、男性 中心の組織運営の見直しを検討します。	人権男女共同参画室 総務課 生涯学習課
10	男女共同参画に関わる人材についての情報の収集と提供	各分野で活躍している女性や男性について、各課や関係機関と連携し情報収集を 行い、人材リストを作成し、活用を促します。	人権男女共同参画室 生涯学習課
11	女性リーダーの育 成とネットワークづ くり支援	研修会や講座を通じて、地域における自 主的な活動の推進にあたるリーダーの育 成を図ります。	人権男女共同参画室

## (2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
12	市の審議会・委員 会等における女性 の登用の推進	「豊前市における審議会等への女性の参画促進要網」に基づき、審議会・委員会等の委員に積極的に女性を登用します。	全庁
13	審議会・委員会等 の女性の登用状 況の調査と公表	審議会・委員会等への女性の登用状況 を調査し、結果を公開します。	人権男女共同参画室

# 【参考データ】

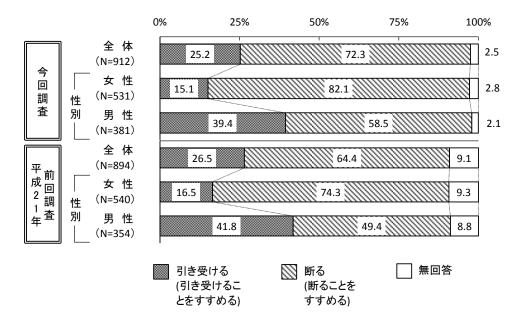
# ●豊前市における各種委員会・審議会等の男女別登用状況(平成 28 年 4 月現在) 【図表3】

	名 称	総人数	女性人数	比率(%)
市議	会議員	13	1	7. 7
審議	会等委員	445	84	18. 9
	地方自治法第 180 条の5に基づく委員会等	35	4	11. 4
	地方自治法第 202 条の3に基づく審議会等(広域を除く)	410	80	19. 5
行政	区長	131	2	1. 5
小中	<sup>□</sup> 学校PTA会長	14	4	28. 6
民生	委員·児童委員	66	38	57. 6
豊前	市職員	217	85	39. 1
	管理職	39	9	23. 1
	うち課長級		4	20. 0
	うち課長補佐級	19	5	26. 3
	うち係長級	48	13	27. 1

※市議会議員は平成 28 年 4 月 10 日現在

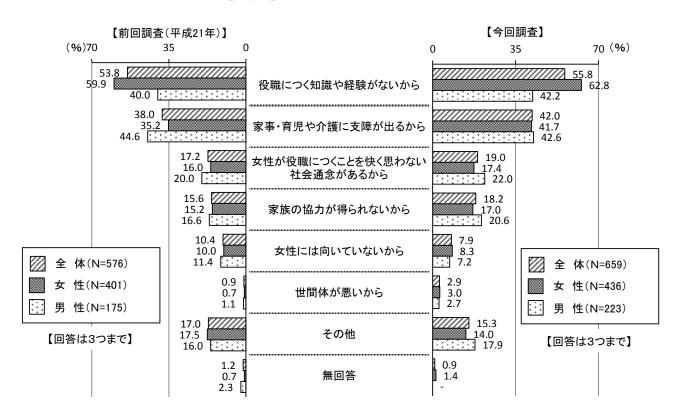
#### 【参考データ】

#### ●地域の役職に女性が推薦された場合の対処 【図表4】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

#### ●断る(断ることをすすめる)理由 【図表5】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

## 基本目標Ⅱ

# 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり

#### ●主な施策1 男女共同参画に関する啓発活動の充実

#### 【現状と課題】

豊前市において男女共同参画を進め、一人ひとりが性別に関わらずそれぞれの個性と能力を活かして活躍できる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を見直し、市民の男女共同参画についての理解を促すとともに、互いの個性や人権を尊重する意識を高めていくことが必要です。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について反対する人は約6割に上り、この数値は全国調査や県調査と比較して高く、また2009年(平成21年)に実施した前回調査からも大きく数値を伸ばしています【図表6】。豊前市においては固定的な性別役割分担意識が弱まっていることがうかがえます。しかし、社会の様々な分野での男女の地位を平等と思うかについては、すべての分野で「男性優遇」または「どちらかといえば男性優遇」と感じている人の合計が、「女性優遇」または「どちらかといえば女性優遇」と感じている人の合計を上回っており、また、「平等」と感じる人が全国調査に比べて低くなっています。

市民の男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けた機運を高めるために、様々な機会を活用し、幅広い対象に向けて意識啓発と情報及び学習機会の提供を行い、男女共同参画と人権尊重の意識を醸成します。

#### (1) 男女共同参画に関する啓発の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
14	男女共同参画啓 発事業の開催	男女共同参画の推進のためのフォーラム等の開催や、児童・生徒による男女共同参画に関する作品募集を実施し、男女 共同参画についての意識を高めます。	人権男女共同参画室

#### (2) 男女共同参画についての学習機会の提供

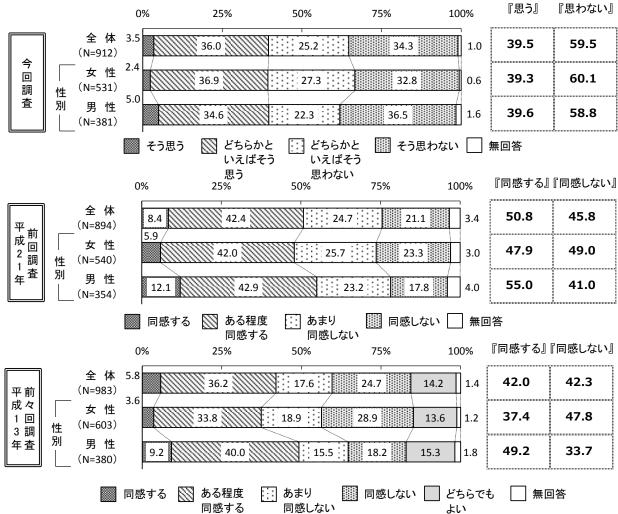
番号	事業名	事業概要	担当課
15	男女共同参画に関 する市民講座の開 催	市民を対象とした男女共同参画及び性 の多様性に関する講座を開催し、広く市 民の意識啓発を図ります。	人権男女共同参画室
16	市民の男女共同 参画に関する学習 の支援	地域や企業、グループで行う自主的な学習会等に対して、情報提供を行い、市民の学習活動を支援します。	人権男女共同参画室 生涯学習課

#### (3) 男女共同参画に関する情報提供の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
17	男女共同参画に関する広報の充実	市報や市ホームページ等の広報媒体を 活用し、男女共同参画に関する情報を積 極的に提供します。	人権男女共同参画室
18	男女共同参画に関する情報の収集・提供	「ハートピアぶぜん」(男女共同参画拠点施設)を中心に、男女共同参画に関する講座の情報や地域活動の情報、女性や性的少数者対象の相談窓口等の資料・情報を収集し、市民へ情報を提供します。	人権男女共同参画室 生涯学習課
19	広報物の表現への配慮	市が発行する広報誌、冊子、ポスター等を作成する際は、男女共同参画の視点に立った表現の配慮をします。	全庁

#### 【参考データ】

# ●「男は仕事、女は家庭」という考え方について【図表6】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

### ●主な施策2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

#### 【現状と課題】

人は、子どもの頃から様々な場面において社会のルールや価値観を学んでいきますが、中でも 子どもたちが1日の大半を過ごす学校教育や保育の場からの影響は大きいと考えられます。

学校教育の場は、男女の地位の平等感が高い分野であり、市民意識調査においても半数以上の人が「平等」だと認識していますが、全国調査と比べると「平等」の割合が低くなっています。一方で、男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れるべきこととして、「学校教育や職場、地域などの各分野において、男女共同参画について学習機会を充実する」が 18 項目中第 5 位と上位に挙がっています。様々な個性と可能性を持った子どもたちが、性別にとらわれず自らの将来を選択できるよう、学校教育や保育の場においても男女共同参画の視点に立った教育を行うことが必要とされています。

子どもたちが性別に関わらずそれぞれの個性と能力を伸ばせるよう支援するためには、子どもたちに接する大人たちが、男女共同参画の視点を持つ必要があります。教育・保育関係者の男女共同参画への理解を促すとともに、性別にとらわれない教育・進路指導を推進します。

#### (1)教育・保育関係者の男女共同参画についての理解促進

番号	事業名	事業概要	担当課
20	教育・保育関係者 への意識啓発の 推進	県、教育事務所等の関係機関と連携し、 男女共同参画に関する情報提供や講 座・イベントの案内を積極的に行い、小・ 中学校の教職員や幼児保育・教育関係 者の意識啓発を推進します。	学校教育課 福祉課

#### (2) 性別にとらわれない学習・進路指導の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
21	性別にとらわれない進路指導の充実	性別にとらわれず、個人の能力適性を重視した職業や進学先を選択できる職業観の形成や進路指導の充実を図ります。	学校教育課
22	男女共同参画の 視点に立った教育 の推進	技術・家庭や総合学習の時間をはじめとして、教育活動全般において、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	学校教育課

## 基本目標Ⅲ

# 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり

#### ●主な施策1 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進

#### 【現状と課題】

働くことは、生活の基盤を構築するうえでも、また、生きがいや自己実現という観点からも、 人々にとって重要な意味を持っています。男女雇用機会均等法の施行から30年となる2016年(平成28年)、「女性活躍推進法」が施行され、301人以上の労働者を雇用する事業主は、勤続年数の 男女差や管理職に占める女性比率などを把握、課題分析し、女性活躍推進のための行動計画を策 定することが義務づけられました。

市民意識調査によると、職場での地位について「平等」と考える人は2割にも満たず【図表7】、不平等感が強く現れています。また、女性が職業を持つことについては「ずっと職業を持っている方がよい」とする人が前回調査より大幅に増加したものの、「子どもができたら職業を中断し、子どもが大きくなったら再び持つ方がよい」という、M字型就労コース\*を支持する人が約5割で最も多くなっています【図表8】。

働く場において、人々が性別に関わらず個性と能力を発揮できるよう、事業所等に対して意識 啓発や情報提供を進めます。育児や介護等の理由でいったん仕事を辞めた人も含めて、就労・再 就労のための支援を行います。農林漁業・商工サービス業の自営業者に対しても、労働環境の整 備等について働きかけを行います。

#### (1)企業等における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
23	事業所等に対する 意識啓発と情報の 提供	働く人々が性別に関わらずその個性と能力を活かして活躍できるように、職場における男女共同参画や男女の機会均等、ワーク・ライフ・バランス等について、事業所や経営者への啓発に努めます。	商工課 人権男女共同参画室
24	就労に関する法制度等の周知	事業所に対し、就労や男女共同参画に 関わる法律や各種制度についての情報 提供を積極的に行い、周知に努めます。	商工課 人権男女共同参画室

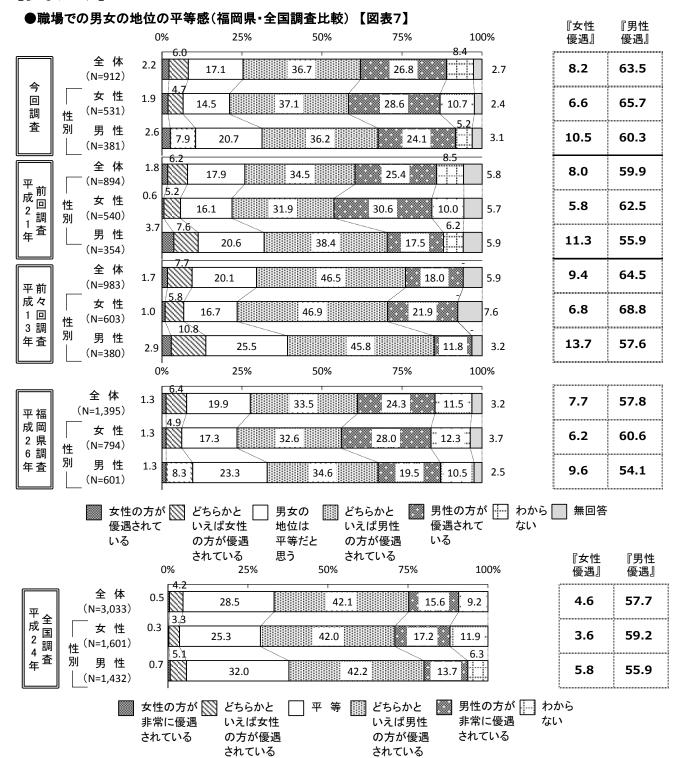
# (2) 男女の就労・再就労支援の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
25	就労・再就労支援 のための技術習得 等に関する講座等 の実施	男女の就労・再就労を支援するため、技 術習得や就労に必要な知識等習得のた めの講座を実施します。	人権男女共同参画室 商工課 生涯学習課
26	就労(労働)相談の 充実	職業安定所等と連携し、労働、求人、就労に関する相談事業を拡充します。	商工課

# (3) 農林漁業・商工サービス自営業における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
27	農林漁業・商工サ ービス業の労働環 境整備の推進	農業家庭における家族経営協定*締結の促進や、自営業者等との学習会・意見交換会の実施など、農林漁業・商エサービス業従事者への労働環境整備等に関する啓発に努めます。	商工課 農林水産課

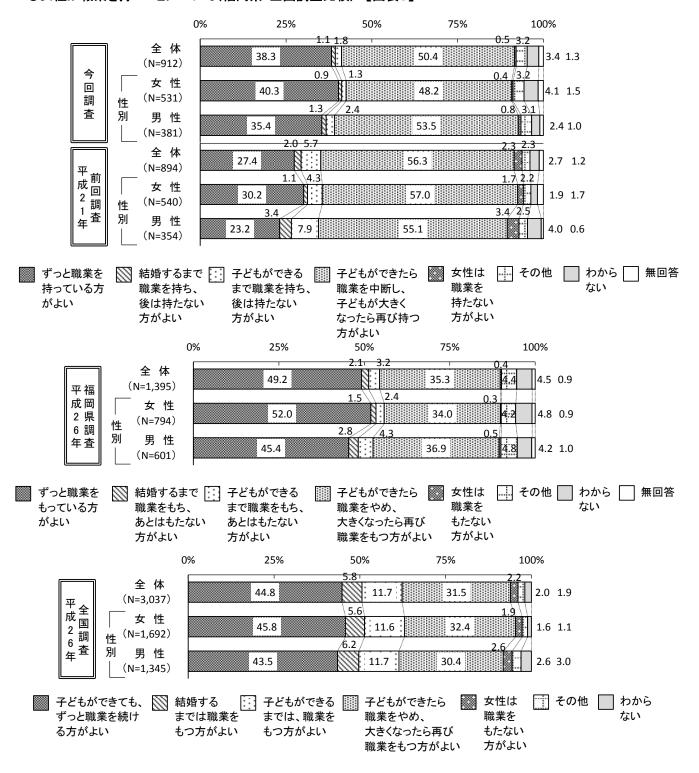
#### 【参考データ】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

#### 【参考データ】

#### ●女性が職業を持つことについて(福岡県・全国調査比較)【図表8】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

## ●主な施策2 仕事と生活の調和を図るための社会環境の整備

## 【現状と課題】

男女共同参画社会づくりを進めるうえでは、長時間労働を前提とする従来の働き方を見直し、 それぞれが望むバランスで、仕事だけではなく家庭生活、子育て、地域活動、趣味等の様々な活動に携わることができるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進することが必要です。

市民意識調査では、男女ともに「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに大切にしたいと希望している人が多いものの、それを実現できている人は少なく、「仕事」偏重の傾向がみられます【図表9】。ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、個人の心がけや取組みだけでは十分ではなく、職場の理解と積極的な取組み、子育てや介護を社会的に支える体制が必要とされます。

市民一人ひとりやそれぞれの職場がワーク・ライフ・バランスの必要性を理解し、主体的に取り組めるよう、事業所等に対して啓発や情報提供を行います。子育て支援や介護サービスの提供にあたっては、男女共同参画の視点を持ち、性別に関わらず子育てや介護と他の活動との両立ができるよう、施策を推進していきます。

## (1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
23	事業所等に対する 意識啓発と情報の 提供(再掲)	働く人々が性別に関わらずその個性と能力を活かして活躍できるように、職場における男女共同参画や男女の機会均等、ワーク・ライフ・バランス等について、事業所や経営者への啓発に努めます。	商工課 人権男女共同参画室
24	就労に関する法制 度等の周知(再掲)	事業所に対し、就労や男女共同参画に 関わる法律や各種制度についての情報 提供を積極的に行い、周知に努めます。	商工課 人権男女共同参画室

# (2)子育て支援施策の充実

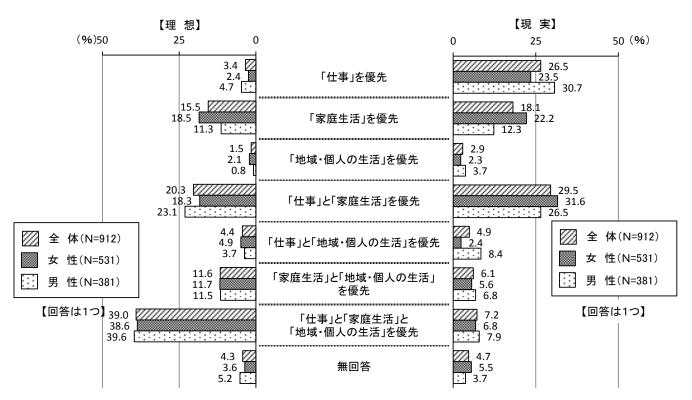
番号	事業名	事業概要	担当課
28	男女共同参画の視点に立った子育て支援	就労形態やライフスタイルに関わらず、 子育てをする市民が男女がともに子育て と仕事や他の活動との両立ができるよ う、病児保育や一時預かり、学童保育な どの各種保育サービスの拡充を図るとと もに、市民が利用しやすい環境づくりに 努めます。	福祉課 生涯学習課
29	子育てにおける男 女共同参画の推 進	男女がともに子育てに参画できるよう、育児講座や講演会を開催し、意識の向上と知識の普及に努めます。啓発の実施にあたっては、曜日や時間帯の設定、各種健診等の機会の活用など、参加しやすい工夫に努めます。	健康長寿推進課 人権男女共同参画室 生涯学習課
30	子育で環境の整備	子育てをする市民が安心して子育てできるよう、公的施設や公園などについて、 子育てに配慮した整備を推進します。市が主催する講座や催事においては、子育て中の人でも参加しやすいよう、必要に応じて一時保育(託児)を実施します。	全庁

# (3) 介護を社会で支える環境の整備

番号	事業名	事業概要	担当課
31	男女共同参画の 視点に立った仕事 と介護の両立支援	高齢者・障害者(児)を介護している家族への情報提供や相談、リフレッシュの機会提供を行い、家族の負担軽減に努めます。	健康長寿推進課福祉課

## 【参考データ】

## ●「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度 理想と現実 【図表9】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

## ●主な施策3 家庭生活における男女共同参画の推進

## 【現状と課題】

少子高齢化やライフスタイル、ライフコース<sup>5%</sup>の多様化が進行する現代においては、性別に関わらず、家庭内で自立して生活できるようになるための、知識や技術を身につける必要性が増しています。

市民意識調査では、炊事・掃除・洗濯などの家事は多くの場合妻の役割となっており【**図表 10**】、家事の分担が進んでいない状況がうかがえます。一方で、「男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい」と考える人は9割を超えており【**図表 11**】、子どもの頃からの生活自立のための教育が求められています。

一人ひとりが生活していくうえで必要な知識や技術を身につけ、家庭内で自立した生活が営めるよう、様々な年代の市民を対象とした生活に関する講座を開催するなど、学習機会や情報の提供を行います。

## (1) 男女の生活自立に向けた取組みの推進

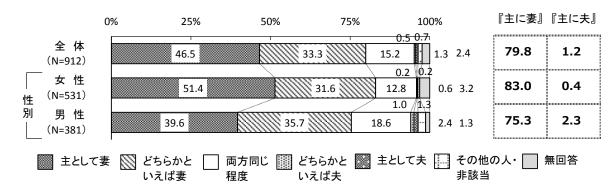
番号	事業名	事業概要	担当課
32	生活自立のための講座等の実施	児童・生徒を含めた市民を対象とした、家庭内における生活自立のための講座の開催や情報提供を行うなど、一人ひとりが生活に必要な技術や知識を身につけることができるよう支援します。	健康長寿推進課 生涯学習課 学校教育課 商工課 人権男女共同参画室

-

<sup>5</sup> 個人が、一生の間にたどる人生の道筋のこと。

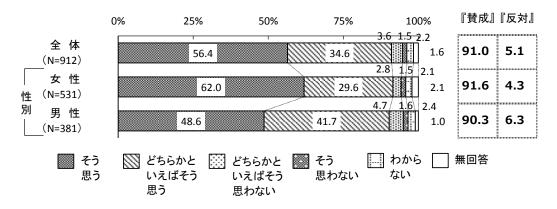
## 【参考データ】

#### ●炊事・掃除・洗濯などの家事の役割分担 【図表 10】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

#### ●男の子にも炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい 【図表 11】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

# 基本目標Ⅳ

# 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり

## ●主な施策1 あらゆる暴力の根絶

## 【現状と課題】

配偶者や恋人などパートナーからのDV、職場や学校でのセクハラ、性暴力などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

市民意識調査によると、過去3年ぐらいの間に配偶者などパートナー関係にある(あった)人から言葉や態度での暴力も含めた何らかの暴力を受けた経験がある人は男女とも全体の約4分の1【図表12】、セクハラを受けたことがある人は女性の約1割に上っています【図表14】。しかし、DVを受けても誰にも相談をしなかったという人が多く、また相談した場合も友人か家族などの身近な人にとどまっています【図表13】。DVやハラスメントなどの暴力を社会的課題として解決するためには、被害者が安心して相談できる体制を整え、適切な支援につなげる必要があります。同時に、暴力を未然に防ぐ取組みも重要です。

DVやセクハラを始めとするハラスメント、性暴力について、市民や事業者への啓発や防止対策を推進します。また、庁内及び関係各機関との連携を強化し、問題発生時に迅速かつ適切な対応ができるような体制を充実します。

## (1) DV、ハラスメント等の暴力防止対策の推進

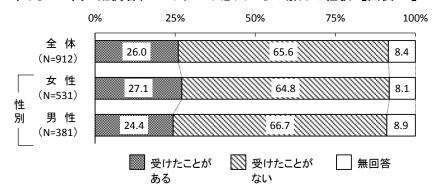
番号	事業名	事業概要	担当課
33	DV・デートDVに関 する啓発及び情報 提供の推進	市報や市ホームページ、チラシ等の活用 や、講座、研修会等を実施し、市民にD V・デートDVの実態及びDV防止法など 関連する法制度についての周知を図り、 被害者の適切な支援につながるよう情報 提供を行います。	人権男女共同参画室 総務課 福祉課
34	ハラスメント防止の ための事業者・学 校関係者への啓 発の推進	雇用の場や学校でのハラスメント防止に向けて、事業主及び労働者、学校関係者に対して積極的な啓発、情報提供を行います。	商工課 学校教育課 人権男女共同参画室

## (2) DV、ハラスメント等に関する相談支援体制の拡充

番号	事業名	事業概要	担当課
35	暴力に関する相談体制の強化	DV等に関する市民からの相談に適切に対応するための体制を充実します。	福祉課 人権男女共同参画室 健康長寿推進課 市民課
36	暴力防止のための ネットワークの強 化	配偶者暴力防止相談センター(保健福祉環境事務所)、児童相談所、警察、医療機関、近隣市町村等と連携し、被害者を適切に支援できるようネットワークの強化を図ります。	福祉課人権男女共同参画室
37	庁内ネットワーク の確立	庁内において、DV等被害者の相談への対応が迅速かつ適切に行えるよう、関係所管の情報の共有化や連携を強化します。	全庁
38	DV等相談支援対応マニュアルの活用	DV等被害者への迅速な対応、二次加害を起こさない対応ができるよう、庁内におけるDV等相談支援対応マニュアルを活用し、対応のシステム化を図ります。	全庁
39	ハラスメントに関す る相談の実施	ハラスメントに関する市民からの相談に ついて、労働相談や弁護士相談など、適 切な専門相談機関を紹介します。	人権男女共同参画室

## 【参考データ】

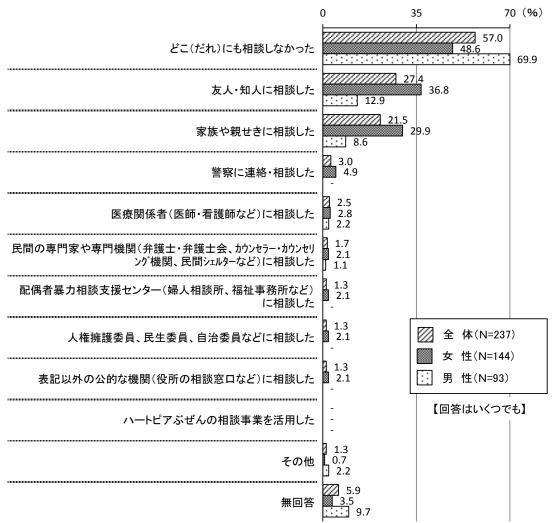
## ●過去3年ぐらいの間に配偶者、パートナーや恋人からの暴力の経験【図表12】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

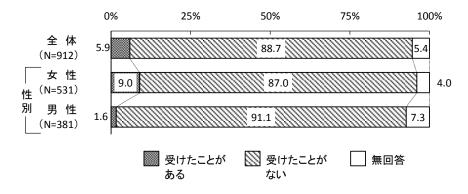
## 【参考データ】

#### ●相談の有無 【図表 13】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

#### ●セクシュアル・ハラスメントを受けた経験【図表 14】



資料:「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」平成27年10月

## ●主な施策2 生涯にわたる健康づくりの推進

## 【現状と課題】

すべての人が対等な関係のもと、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことは、男女共同参画 社会の実現に不可欠です。特に女性は月経、妊娠・出産等の身体的機能を備えており、思春期から青年期、中高年齢期の生涯にわたり、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意しなければなりません。また、一人ひとりが性や生殖、健康について主体的に考え行動するためには、それらについての正確な知識や情報を入手することができ、理解を深めることが重要です。

各年齢期やライフステージに応じた健康課題に配慮し、各種健診や相談の充実を図り、市民一人ひとりの健康づくりを支援します。若い世代を含め、市民に対して性及び妊娠や出産、性感染症等についての情報提供、啓発を積極的に行い、正しい知識と認識のもとに、自身の性と生殖について決定することができるよう支援します。

### (1) ライフステージに応じた健康づくり支援

番号	事業名	事業概要	担当課
40	妊娠・出産期における健康保持支援	妊娠・出産期における健康保持のため、 相談体制の充実を図ります。	健康長寿推進課
41	ライフステージに 応じた男女の健康 づくり支援	性別による健康課題や状況の違いにも 配慮しながら、健康に関する相談体制の 充実や各種健診の受診率の向上を図 り、男女の健康づくりを支援します。	健康長寿推進課

#### (2) 性と生殖に関する健康・権利についての理解の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
42	性と生殖に関する啓発の実施	関係機関と連携し、児童・生徒を含む市 民に対し、性と生殖に関する健康・権利 について年代に応じた啓発や情報提供、 学習機会の提供を行い、男女の性に関 する知識と理解を深めます。	健康長寿推進課 学校教育課 人権男女共同参画室
43	学校における性と 生殖に関する相談 体制の充実	児童・生徒の生き方を含めた性と生殖に 関する悩みや不安の解消のために、保 健室や相談室での相談を充実します。	学校教育課

## ●主な施策3 高齢者・障害者・ひとり親家庭等への支援

## 【現状と課題】

男女共同参画社会は一人ひとりの個性や能力を尊重する社会であり、その実現のためには様々な属性や文化的背景を持った人々が安心して暮らせる環境を整えることが重要です。2016 年(平成 28 年)10 月時点での豊前市の高齢化率は 34.4%となっており、2010 年(平成 22 年)から約5ポイント上昇しています。また、75歳以上の高齢者の割合も 17.9%に上っています【図表 15】。高齢化が進む豊前市を豊かで活力あるまちにしていくためには、高齢期の男女や心身に障害を持つ人、豊前市に在住する外国人などが、地域とのつながりを持ちながら様々な社会的活動に関われるような環境を整えることが必要です。一方で、高齢者や障害者、外国人、ひとり親家庭等の社会的に困難な立場になりやすい人は、女性であることでより複合的な困難に直面することも多く、行政による支援にあたっては男女共同参画の視点を持って施策を推進することが求められます。

高齢期の男女や障害を持つ男女が、地域との交流や就労の機会を持ち、自立した生活が営めるよう、支援の充実を図ります。豊前市に在住する外国人に対しては、多言語での情報提供を充実するなど、日常生活における言語的・文化的な障害を軽減するよう努めます。ひとり親家庭等に対しては、経済的支援に関する情報提供の充実を図るなど、負担の軽減のための施策を推進します。

## (1) 高齢者・障害者・在住外国人等に対する支援の充実

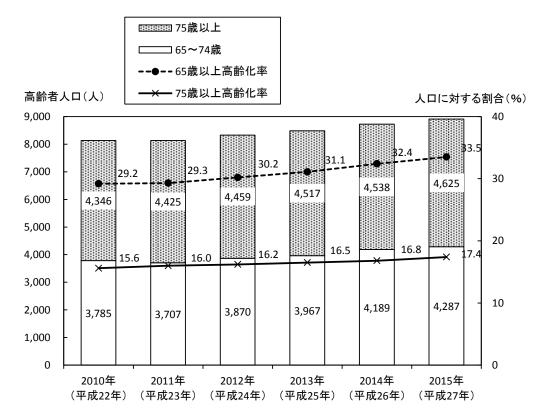
番号	事業名	事業概要	担当課
44	高齢者・障害者へ の支援の充実と社 会参加の促進	高齢期や障害を持つ男女に対し、就労や 社会参画を通じた地域との交流や生きが いづくりにつながるよう、支援の充実と情 報の提供に努めます。支援に際しては、 性別によるニーズの違いにも配慮しなが ら行います。	健康長寿推進課福祉課
45	在住外国人への情報提供の充実	多言語によるパンフレットの活用等、在住 外国人への情報提供に努めます。	市民課 健康長寿推進課 総合政策課 学校教育課 生涯学習課

## (2) ひとり親家庭等への支援の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
46	ひとり親家庭等へ の支援の充実と周 知	児童扶養手当制度や母子寡婦福祉貸付制度等の制度の周知を徹底し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に努めます。ファミリーサポート事業を活用した家事援助者の派遣の検討や、公営住宅への入居等、ひとり親家庭等への支援の充実に努めます。	福祉課 都市住宅課 市民課
47	ひとり親家庭等に 対する相談体制の 充実	ひとり親家庭等の生活安定と自立のため に、相談体制の充実を図ります。	福祉課 人権男女共同参画室

## 【参考データ】

## ●豊前市の高齢化率 【図表 15】



各年10月1日現在

資料:福岡県高齢者福祉関係基礎資料

# 基本目標V

# 市民とともに進める推進体制づくり

## ●主な施策1 庁内の推進体制づくり

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる政策分野に男女共同参画の視点を反映させ、職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持って、全庁的に施策の推進にあたることが必要です。

そのために、男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会を定期的に開催し、庁内関係各課の理解と連携を深めるとともに、国や県などの関係機関とも連携しながら、計画的かつ総合的に本計画を推進していきます。また、豊前市役所が模範的職場となるよう、職員一人ひとりの意識の向上と情報共有を推進するとともに、セクハラを始めとするハラスメントの防止に努め、庁内における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

## (1) 庁内の推進体制の確立

番号	事業名	事業概要	担当課
48	男女共同参画推 進会議の開催	男女共同参画に関わる事業の進捗状況 の管理及び関係各課との連携を進める ため、男女共同参画推進会議を開催し ます。	人権男女共同参画 室 全庁
49	男女共同参画審 議会の運営	市民を含めた男女共同参画審議会の継 続的な設置を行い、施策の進捗状況調 査や評価・答申を行います。	人権男女共同参画 室
50	男女共同参画に 関する実態やニー ズの把握	市民のニーズを反映した行政施策の推進のため、調査等を通じて市の男女共同参画に関する実態及び市民の意識、市政への要望等の把握に努めます。	人権男女共同参画 室 商工課

# (2) 庁内における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
51	市職員に対する研修の実施	市職員に向けての男女共同参画に関する研修、講座等を定期的に開催し、市職員の意識の向上を図ります。	総務課 人権男女共同参画 室
52	ハラスメントについ ての職員への啓 発	市職員に対してセクハラを始めとするハラスメントに関する研修会や啓発、情報提供を行い、職員の理解を深め、ハラスメントの防止に努めます。	総務課 人権男女共同参画 室
53	ハラスメントに関す る庁内相談体制	関係機関と連携しハラスメントに関する 庁内の相談体制を充実するとともに、職 員への周知を行います。	総務課

## ●主な施策2 市の管理職登用における男女間格差の解消

豊前市では、2016年(平成28年) 3月に策定した豊前市特定事業主行動計画において、女性管理職の比率を30%とすることを目標としています。しかし、豊前市職員における平成28年4月現在の管理職に占める女性の比率は23.1%で(p.18【図表3】)、県内市町村の中では比較的上位に位置しているものの、目標の達成には課題が残されています。多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、施策を推進する行政において、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入等を進めることが必要であり、また、民間の事業所の模範となるためにも、職場における男女の機会均等や女性管理職の育成に努めなければなりません。

市においては、これまでどおり採用・配置等における男女の機会均等、男女職員の職域の拡大を推進するとともに、人事評価制度を活用し、管理職登用における男女間格差の解消に努めます。

## (1) 市職員における男女の機会均等と職域の拡大

番号	事業名	事業概要	担当課
54	市職員の採用・配 置における機会均 等	嘱託、臨時を含め市の職員採用·配置 における男女の機会均等を推進します。	総務課
55	男女の職域拡大と 機会均等な職務 分担の推進	性別により職務や役割を固定することな く、男女の職域の拡大を図ります。	総務課 全庁

#### (2) 女性職員の管理職登用の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
56	女性職員の管理 職登用を図るため の取組みの推進	市職員の管理職登用における男女間格差の解消に向け、職員の意識の高揚を図るとともに、人事評価制度を活用した取組みを進めます。	総務課

# 第3章

付属資料

## 1 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号 改正 平成11年7月16日法律第102号 同 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条-第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある 社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに 国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する ことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による 差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女 の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体に おける政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること を旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにか んがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準 じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有 する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。 (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政 上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定 めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の 決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画 を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。) を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同 参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の 形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差 別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合におけ る被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究 その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努 めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体 が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置 を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成 の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係

各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分 の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を 定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、 別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 2 豊前市男女共同参画推進条例

#### 前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女共同参画の実現に向けた国際社会の動きと連動して様々な取組が進められてきました。男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に推進するために平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

豊前市においても、平成16年3月に「男女がともに輝くまち ぶぜん」を基本理念に掲げ、豊前市男女共同参画行動計画を策定して様々な取組を進めてきました。しかしながら、今もなお、社会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女共同参画社会の実現のために解決すべき多くの課題が残されています。また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会を実現するために、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要となっています。

このような状況を踏まえ、豊前市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市、市民及び事業者等が一体となって「男女がともに輝くまち」がであり、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の 責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることに より、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う法人(個人事業主を含む。)及び団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者 (元配偶者を含む。), 恋人等親密な関係にある者に対してふるわれる身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければならない。
  - (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
  - (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
  - (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
  - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立できるよう配慮されること。
  - (5) 男女が対等な関係の下、生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、互いの身体的特徴 及び性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関して自ら決定し、個人の意思が尊重され ること。
  - (6) 家庭,地域,職場,学校その他のあらゆる場から暴力や虐待,他の者を不快にさせる性的な言動が根絶されること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に 関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する 責務を有する。
- 2 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 3 市は、国、県その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して推進施 策を実施しなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、事業又は活動において、男女が共同して参画する機会を確

保するため、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### (人権侵害行為の禁止)

第7条 すべての人は、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による 差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間にお いて相手方に身体的又は精神的苦痛を与える人権を侵害する行為を行ってはならない。

#### (情報の公表に際しての配慮)

第8条 すべての人は、公表する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権侵害に結びつく表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本的な計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同 参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画行動計画」という。)を定めなければならな い。
- 2 男女共同参画行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1)総合的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、豊前市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。
- 5 市長は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて男女共同参画行動計画の見直しを図 らなければならない。
- 6 市長は、毎年、男女共同参画行動計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

#### (市民の理解を深めるための措置)

- 第11条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。
- 2 市は、広報広聴活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるよう適切な 措置を講ずるものとする。
- 3 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育(保育園、幼稚園)、学校教育(小学校、中学校)、社会教育、その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行うものとする。

(市における男女共同参画推進の取組)

- 第12条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項 に積極的に取り組むものとする。
  - (1) 市長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命,委嘱又は選任するときは,男女の委員の数について,一方の性に偏らないように努めること。
  - (2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。
  - (3)職員が育児休業,介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわりなく活用できる職場環境の整備に努めること。

(家庭生活とその他の活動との両立支援)

第13条 市は、性別にかかわりなくすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、適切な支援に努めなければならない。

(農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第14条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援及び必要な環境整備を行うよう努めなければならない。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため必要な事項の調査研究を 行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

- 第16条 市は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、実施し、評価するため に必要な体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成に関する取り組みの拠点となる施設を 設置するものとする。

(苦情及び相談への対応)

- 第17条 市が実施する施策で、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出があった場合は、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が阻害 された場合の市民からの相談に関し、市は、速やかに関係機関と連携し適切な措置を講じなければ ならない。
- 3 市は、前2項に規定する苦情の申出及び相談に関する問題解決を図るため、相談窓口を置かなければならない。

#### 第3章 豊前市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

- 第18条 本市における男女共同参画の推進を図るため、豊前市男女共同参画審議会(以下「審議会」 という。) を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議を行う。
  - (1) 男女共同参画行動計画に関すること。
  - (2) 男女共同参画行動計画の実施状況に関すること。
  - (3)前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関すること。
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 市議会議員
  - (2) 学識経験者
  - (3) 市民
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

# 3 豊前市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	団体
会長	齋藤 貞之	北九州市立大学 名誉教授
委員	郡司掛 八千代	市議会議員
委員	古見 悦子	人権擁護委員
委員	秋吉 克明	ハローワーク行橋 豊前出張所長
委員	中島 孝博	豊前市教育委員会 学校教育課指導主事
委員	宇都宮 俊一	ハートピアぶぜん館長
委員	宮崎和子	女性委員登録者
委員	尾家 美智子	女性委員登録者
委員	除田 喬子	一般公募
委員	太田 潤一郎	一般公募

任期 2016年(平成28年)4月1日~2018年(平成30年)3月31日

# 4 第2次豊前市男女共同参画行動計画策定経過

	6月29日	第1回 審議会 ・委嘱状交付 ・平成28年度事業計画について	
	7月7日	第1回 推進会議 ・第2次豊前市男女共同参画行動計画について	
	7月11日	第1回 幹事会	
2016 年	8月4日	・平成 23 年に策定された「豊前市男女共同参画後期 行動計画」における各担当課の事業内容・男女共	
(平成 28 年)	8月5日	同参画推進についてのヒアリングの実施 「おりる行為は、これのものである。」	
	8月16日	第2回 審議会 ・第2次豊前市男女共同参画行動計画について	
	10月6日	第3回 審議会 ・「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」結果及び各課ヒアリング結果に基づく今後の課題について	
	12月27日	第2回 幹事会	
	1月6日	第2回 推進会議	
	1月13日	第4回 審議会 ・第2次豊前市男女共同参画行動計画案について	
2017年	1月30日~ 2月12日	パブリックコメント募集	
(平成 29 年)	2月20日	第3回 推進会議	
	2月28日	第5回 審議会 ・パブリックコメント結果について ・第2次豊前市男女共同参画行動計画案について	
	2月28日	・市長答申	

# 5 国際婦人年以降の国内外の主な動き

年		世界	国·福岡県	豊前市
1975年 (昭和 50年)	<ul><li>・国際婦人年</li><li>・「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択</li><li>・「国連婦人の10年」決定</li></ul>		・総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭和 51年)				
1977 年 (昭和 52 年)			<ul><li>「国内行動計画」策定</li><li>「国内行動計画前期重点目標」発表</li></ul>	
1978年 (昭和 53年)			・県「婦人関係行政推進会議」設置 ・県「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭和 54年)		・第 34 回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	・県「婦人対策室」設置	
1980年 (昭和 55年)	国連婦	・「国連婦人の10年」中間年世界 会議開催(コペンハーゲン) 「女子差別撤廃条約」署名式	<ul><li>・「女子差別撤廃条約」署名</li><li>・県「福岡県行動計画」策定</li></ul>	
1981年 (昭和 56年)	人の	・「女子差別撤廃条約」発効	•「国内行動計画後期重点目標」発表	
1982年 (昭和 57年)	10 年		・県「福岡県行動計画」改訂	
1983年 (昭和 58年)		・「国連婦人の 10 年」1985 年世界会議 準備委員会		
1984年 (昭和 59年)			・「国籍法及び戸籍法の一部を改正 する法律」公布	
1985年 (昭和 60年)		・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議 開催(ナイロビ) 「西暦 2000 年に向けての婦人の地位 向上のための将来戦略」採択	<ul><li>・「男女雇用機会均等法」公布</li><li>・「女子差別撤廃条約」批准・発効</li><li>・県婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出</li></ul>	
1986年 (昭和 61年)			・「男女雇用機会均等法」施行 ・県「婦人対策室」が「婦人対策課」へ ・県 第2次「福岡県行動計画」策定	
1987年 (昭和 62年)			•「新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)			•「改正労働基準法」施行	
1989 年 (平成元年)			<ul><li>・学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)</li></ul>	
1990年 (平成 2年)	実施	連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の 『に関する第1回見直しと 評価に伴う 『及び結論』採択		
1991 年 (平成 3 年)			<ul> <li>「新国内行動計画」(第1次改定)策定</li> <li>「育児休業法」公布</li> <li>・県「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更</li> </ul>	
1992年 (平成 4年)			・「育児休業法」施行	
1993年 (平成5年)	・国連総会にて「女性に対する暴力の撤廃に 関する宣言」採択			
1994年 (平成 6年)	<ul> <li>「国際人口・開発会議」開催 (カイロ)</li> <li>・国連総会にて「人権教育のための国連 10 年」 決議 (1995 年~2004 年)</li> </ul>		・総理府に(総理府令一部改正) 「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置	
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択		・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	
1996 年 (平成 8 年)			・「男女共同参画ビジョン」答申・「男女共同 参画 2000 年プラン」策定 ・県 第 3 次「福岡県行動計画」策定 ・県「福岡県女性総合センター」(あすばる) 開館	
1997年 (平成 9年)			<ul><li>「男女雇用機会均等法」改正</li></ul>	

年	世界	国·福岡県	豊前市
1998 年 (平成 10 年)			
1999 年 (平成 11 年)		<ul><li>・「改正男女雇用機会均等法」施行</li><li>・「育児・介護休業法」全面施行</li><li>・「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li></ul>	
2000年 (平成 12年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」 (ニューヨーク)	<ul><li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」 公布</li><li>・「男女共同参画基本計画」策定</li></ul>	
2001 年 (平成 13 年)		<ul><li>・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置</li><li>・「配偶者暴力防止法」公布・一部施行</li><li>・県「福岡県男女共同参画推進条例」公布施行</li></ul>	・「豊前市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
2002 年 (平成 14 年)		<ul><li>・「配偶者暴力防止法」全面施行</li><li>・県「福岡県男女共同参画計画」策定</li></ul>	・「豊前市男女共同参画推進懇話会」 設置
2003 年 (平成 15 年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部 施行	・「豊前市男女共同参画審議会」 設置
2004年 (平成 16年)		・「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令の拡充など)	「豊前市男女共同参画行動計画」 策定
2005 年 (平成 17 年)	・第 49 回国連婦人の地位委員会 「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	
2006年 (平成 18年)		<ul><li>・「男女雇用機会均等法」改正</li><li>・県「第2次福岡県男女共同参画計画」策定</li><li>・県「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li></ul>	
2007 年 (平成 19 年)		<ul><li>・「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令の拡充など)</li><li>・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)」憲章と行動指針策定</li></ul>	
2008 年 (平成 20 年)		<ul><li>「改正配偶者暴力防止法」施行</li></ul>	
2009 年 (平成 21 年)	・女子差別撤廃委員会の最終意見公表	・「育児・介護休業法」改正 (短時間勤務制度 導入の義務付など)	・「豊前市男女共同参画社会づくり に向けての市民意識調査」実施
2010年 (平成 22年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント のための国連機関」(UN Women)設立	・「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議 決定	<ul><li>「豊前市男女共同参画推進条例」 施行</li></ul>
2011年 (平成 23年)	・UN Women 発足	<ul><li>・県「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li><li>・県「第3次福岡県男女共同参画計画」策定</li></ul>	・「豊前市男女共同参画後期行動 計画」策定 ・男女共同参画拠点施設「ハート ピアぶぜん」設置
2012 年 (平成 24 年)	・第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と 女性のエンパワーメント」決議案採択	<ul><li>・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」 策定</li></ul>	
2013 年 (平成 25 年)		・「配偶者暴力防止法」改正(適用範囲の拡大) ・「日本再興戦略」の中核に「『女性が輝く 社会』の実現」が位置づけられる	
2014年 (平成 26年)	・第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と 女性のエンパワーメント」決議	・「日本再興戦略」改訂に「『女性が輝く 社会』の実現」が掲げられる	
2015 年 (平成 27 年)	・第59 回国連婦人の地位委員会 「北京+20」記念会合	<ul><li>・「女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律」成立</li><li>・「男女共同参画基本計画(第4次)」 閣議 決定</li></ul>	<ul><li>・「豊前市男女共同参画社会づくり に向けての市民意識調査」実施</li></ul>
2016年 (平成 28年)		・県「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 ・県「第4次福岡県男女共同参画計画」策定	
2017 (平成 29 年)			<ul><li>「第2次豊前市男女共同参画行動 計画」策定</li></ul>

## 6 用語の解説

#### M字型就労コース

就職後に結婚や出産でいったん退職し、子どもがある程度大きくなってから再就職をするという、日本の女性に多くみられるライフコースのことをいいます。日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフにしたとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMに似た形になるためこのように呼ばれます。

#### エンパワーメント

本来持っている能力を発揮でき、困難な状況にあっても生き抜いていく力、経済的に自立できる力、特に女性が政策決定の場に参画する力など様々な場面で「力をつけること」を意味します。 また、個人的に力をつけるだけでなく、手を携えて連帯して力をつけていくという意味合いを持っています。

## 家族経営協定

家族経営が中心のわが国において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。

家族経営協定を締結することにより、経営におけるそれぞれの役割分担や位置づけが明確になります。

#### 女性 2000 年会議

2000年6月に国連特別総会として、ニューヨークで開催されました。約180ヶ国から約2,300名の政府代表団、及び約1,000団体から約2,000名のNGOが参加しました。この会議では、北京会議で採択された行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、新たに取るべき行動と役割の検討が行われ、その結果が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)として取りまとめられました。

#### ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)

2010年に、国連ジェンダー問題特別顧問事務所、経済社会局の女性地位向上部、国際婦人調査訓練研究所、国連女性開発基金の4機関を統合して設立され、2011年より発足しました。女性と女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、男女間の平等の達成を目的としています。

#### 性的少数者

性(性別)のあり方が非典型的な人々のことをいいます。類似の用語として、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性別違和を有する人)の頭文字をとった「LGBT」がありますが、それ以外にも多様な性(性別)のあり方が存在します。

#### 性別役割分担意識

「男性は外で仕事し、女性は家庭で家事・育児をする」「男性がリーダーシップを取り、女性は それに従う」など、性別によって社会における役割を分けるべきとする固定的な考え方のことで す。

#### セクシュアル・ハラスメント

主に、職場で行われる性的いやがらせのことです。相手の意に反した性的な言動をいい、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就労環境を著しく悪化させることをいいます。

#### 男女共同参画社会

女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって政治、仕事、家庭、地域など 社会のあらゆる分野に参画することができ、また、それにより均等に利益や責任を分かち合うこ とができる社会のことです。

#### ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など、表面上親密な関係にある、または過去にあった者からの暴力のことです。 殴る、蹴る等の身体的な暴力だけはなく、怒鳴る、無視する等の精神的暴力、生活費を渡さない 等の経済的暴力、性行為を無理強いする等の性的暴力等を含みます。また、交際相手からの暴力 を「デートDV」といいます。

#### 「北京宣言」及び「行動綱領」

1995 年(平成7年)の第4回世界女性会議(北京会議)で採択されました。「行動綱領」は、2000年(平成12年)までに各国政府が行動しなければならないとされる基準を示したもので、12の重大問題領域を活動の優先事項として取り組むよう義務付けています。

[12 の重大問題領域] 1. 女性と貧困 2. 女性の教育と研修 3. 女性と健康 4. 女性への暴力 5. 女性と武力紛争 6. 女性と経済 7. 権力と意思決定における女性 8. 女性の地位向上の ための制度的機構 9. 女性の人権 10. 女性とメディア 11. 女性と環境 12. 女児

#### ライフコース

個人が、一生の間にたどる人生の道筋のことです。人生を、個人による就職や結婚、妊娠・出 産等の選択の積み重ねとして捉える視点です。

## ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と、家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、 相乗効果を高めようとする考え方やそのための取組みのことです。それぞれのライフスタイルや ライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含みます。

# 《発行・編集》

# 豊前市 人権男女共同参画室

〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地

TEL:0979-82-1111 (代表)

FAX: 0979-83-2560

E – m a i I : danjyo@city.buzen.lg.jp